

# 社会福祉法人康和会

## 介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

<令和3年8月1日現在>

### 1、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話	047-461-5356 (8:30~17:30)
担 当	生活相談員：小村 真弘

※ ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

### 2、介護予防ショートステイ オレンジガーデン 施設概要

#### (1) 施設の名称・所在地等

事業所名	介護予防ショートステイ オレンジガーデン
所在地	千葉県船橋市芝山7丁目41番2号
介護保険事業者番号	介護予防短期入所生活介護 (1270901034)
その他	生活保護法適用

#### (2) 同施設の職員体制

	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名		1名	
生活相談員	1名		1名	
介護職員	22名	15名	37名	
看護職員	4名	3名	7名	
医師		1名	1名	
精神科医師				
管理栄養士	1名		1名	
機能訓練指導員	1名		1名	看護職兼
介護支援専門員	1名		1名	
事務職員	3名	7名	10名	

※ 特別養護老人ホーム オレンジガーデンに併設し、業務を兼務する。

### 3、サービスの内容

① 施設サービス計画の立案 (計画の例などを担当者からお示いたします。)

② 食事

管理栄養士が、入居者の年齢、心身の状態に合わせて献立を作成し提供いたします。

朝食 7時30分

昼食 11時30分

夕食 17時30分

※自立支援のために離床して各階の食堂にておとりいただくことを原則としています。

③ 特別食の提供

当施設担当医において、特別な食事が必要と判断された場合、それに基づいた食事を提供いたします。

④ 入浴

ご利用期間に合わせて原則として週に2回入浴していただきます。  
ただし、体調に応じ、特別入浴又は清拭となる場合があります。

⑤ 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。  
食事介助、着替え介助、排泄介助、体位交換、施設内の移動の付き添い、シーツ交換等、日常生活全般の援助をいたします。

⑥ 機能訓練

利用者個々の残存機能を生かし、減退防止を図る為に機能訓練や生活リハビリを行います。

⑦ 生活相談

常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。

⑧ 健康管理

利用者の健康管理、看護処置、衛生管理を行い、緊急時の対応には出来るだけ利用者とそのご家族の意向が反映できるようにいたします。処置に要した費用については別途かかる場合があります。

歯科受診をご希望の方は協力歯科医の診察が受けられます。

⑨ 理美容サービス

ご希望により理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。  
毎月第2・第3月曜日に行っています。ご希望の方は事前にお申し付け下さい。

⑩ 日常費用支払い代行

日常生活に係る費用等の支払いについて、代行してお支払いいたします。

⑪ 所持品保管

ご契約の希望により、所持品等管理させていただきます。但し、必要なもの以外は持参されないようにしてください。

⑬ レクリエーション

日常生活に潤いと刺激を感じていただけるように、趣味活動や各種レクリエーションを行います。

⑭ 複写物の交付

利用者が、該当利用者に関するケース処遇記録の複写物を必要とする場合に交付いたします。  
(費用は実費でいただきます。)

#### 4、利用料金

(1) 利用料

利用料、その他の料金については別紙1に定める通りとします。

(2) 支払方法

毎月、翌月15日前月分の請求明細書をお渡ししますので、請求明細書をお受け取り後10

日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、利用者に対し領収明細書を発行します。お支払い方法は現金支払い、又は振込みになります。

ご希望の場合は口座振り替えも可能です。但し、事業者契約銀行の定めた金額の手数料が発生いたします。

### (3) キャンセル料

① 入所の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
② 入所の前日 17:00 までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の 50%

### (4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなり、介護予防短期入所生活介護の利用が継続できなくなった場合
- ・ 他の利用者の生命または、健康に重大な影響を与える行為があった場合

※ 利用中、体調が悪く、医療機関への受診が必要になった場合は、ご家族に対応していただきます。

## 5、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

なお、ご利用の予約は1ヶ月半前からできます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります

#### ②事業所からの解除

- ・ 利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにも関わらず、10日以内に支払われない場合
- ・ 利用者やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・ やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合

※この場合30日前までに文書で通知することにより、サービス利用期間を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

#### ③自動終了

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

## 6、当施設のサービス特徴等

### (1) 運営方針

オレンジガーデンの運営方針は、老人福祉法の理念を実現することを目的として、次の基本方針を掲げています。

- ①利用者、職員相互が人格と人権を尊重し合い、明るく豊かな人間関係を築く。
- ②利用者個々の自己決定を尊重し、個別性を持った処遇を基本とする。
- ③すべての職員は社会福祉従事者としての自覚と誇りを持って、専門知識と技術の向上に努めるとともに、その基盤となる自らの人格向上にも努める。
- ④社会福祉施設の公共性を自覚し、運営、管理、経理はもとより、利用者の処遇及び職員の処遇について、常に研究を怠らず改善を図っていく。
- ⑤地域福祉の核としての施設の位置を自覚し、地域社会向上のための事業を積極的に行う。

### (2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
男性職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年間計画により実施
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束		担当医の判断によりご家族に相談いたします。
変更・追加の申込み方法		サービスの利用方法に明記
その他		

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

#### ・ 面会

9：00～19：00の間でお願いします。

但し、特別な理由がある場合はご相談下さい。

面会時は受付にて面会ノートにご記入ください。

#### ・ 飲食物について

面会時、飲食物をお持ちになられた場合は、食事制限をしている方もいらっしゃいますので、必ず職員に一声おかけください。また、衛生上居室には食べ物を置いていかない様、お願いいたします。

#### ・ 喫煙

- ・ 館内での喫煙はご遠慮ください。

#### ・ 飲酒

原則として禁止といたします。

- 備えている設備  
居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。  
これに反した利用により破損等生じた場合、賠償請求する場合があります。
- 宗教活動  
当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑となるような活動はご遠慮ください。
- 金銭、貴重品の管理等  
ご希望により管理させていただきます。

## 7、緊急時の対処方法

ご利用者の容態に変化等があった場合には、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。

主治医	病院名	
	氏名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	電話番号	

## 8、非常災害対策

### ①防災時の対応

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者並びに入居者及びその家族等に周知するとともに、原則として少なくとも年3回以上は避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施いたします。

### ②防災設備

自動火災報知器、ガス漏れ火災警報設備、消火器、スプリンクラー設備、非常放送設備等、非常時に備えて必要な設備を設けてあります。

### ③防火管理者

宍倉 喜久雄

## 9、サービス内容に関する相談、苦情

### (1) 当施設ご利用者相談・苦情

担当 生活相談員 小村 真弘 電話 047-461-5356

### (2) その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 船橋市 指導監査課 電話 047-436-2782

## 10、当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 康和会
代表者役職・氏名	理事長 宍倉 喜久雄
所在地	千葉県船橋市芝山7丁目41番2号
電話番号	047-461-5356

### (1) 第一種社会福祉事業

- ①特別養護老人ホーム オレンジガーデンの設置経営
- ②ケアハウス オレンジガーデンの設置経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- ①デイサービスセンターオレンジガーデンの設置経営
- ②ショートステイオレンジガーデンの設置経営
- ③ケアプラン・オレンジガーデンの設置経営

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	千葉県船橋市芝山7丁目41番2号
	名称	介護予防ショートステイオレンジガーデン (介護保険事業所番号 1270901034)
説明者	所属	相談室 生活相談員
	説明者	小村 真弘
		印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護について、重要事項の説明を受けました。

利用者	
住所	
氏名	印

代理人	
住所	
氏名	印